

し、政情の安定を期し、機会均等主義を現実に実行するもの」であれば、何人（なび）を問はず歓迎し、支持するとの不偏不党の立場を表明してゐる。

以上が東方会議の結論であつたとすれば、それは支那本土に関しては幣原の方策をそのまま踏襲したものと云へよう。支那の民意を尊重し、国民的要望に満腔の同情をもち、穩健分子を支持し、統一政府の發達を助成するといふ基本方針は、幣原外交の姿勢を一步も超えるものではない。しかし、「対支政策綱領」の後段に、共産分子による我が在支權益や居留民の生命財産の侵害には断乎自衛措置をとること、動乱滿蒙に波及して我が特殊地位權益が脅かされた時には、機を逸せずこれを防護することが表明されてゐる点は、確かに幣原の消極無為の政策と異なるもので、「田中積極外交」なる名称も、これによるものであらう。

だが、この在支權益自衛論や滿蒙特殊地域論も、幣原外交時代に無為と消極が如何なる惨害を我が在支權益や居留民の安全の上にもたらしたかを反省する時、起り得べくして起つて来た主張なのであつた。決して幣原外交から隔絶した「積極」的新政策が唐突に採用されたわけではない。

東方会議終了後、芳沢公使は北京帰任前、南京に立寄つた。彼は国民党の南京奪取後、当地を訪れた最初の外国公使であり、外交部や総司令部に大歓迎された。胡漢民は歓迎の辞の中で、東方会議の精神は国民政府に対し同情を示すものであつたことを喜ぶと述べ、蔣介石も同様のスピーチを行なつたのであり、東方会議の方針が支那にとつても歓迎すべきものであつたことを示してゐる。

それ故、我國の歴史教科書に共通する次のやうな山東出兵や東方会議についての記述が、いかに歴史の事実とかけ離れたものであるかについては多言を要すまい。

「一九二七（昭和二年）四月、蔣介石のひきいる中国国民党が南京に国民政府を樹立し、北方軍閥を打倒して中國を統一するための軍事行動（北伐）を強化した。中國の統一によつて滿蒙の權益を失うことをおそれた田中内閣は、山東省の在留日本人の保護を名目に山東出兵をおこない、北伐への武力干渉をくわだてるとともに、東方

會議を開いて強硬外交の方針を決定した」（東京書籍『改訂日本史』平成元年一月発行）

第四節 怪文書「田中上奏文」

「歴史的資料」になりおぼす

東方會議をめぐつて一つの怪文書がひろく流布され、大東亜戦争後の東京裁判にまで登場したので付言しておく。それは東方會議の議決に基づいて田中首相が天皇に密奏したと云はれる「上奏文」で「田中上奏文」「田中メモリアル」「田中摺奏」など種々に呼ばれてゐる。これは昭和二年七月二十五日付の田中首相より一木（喜徳郎）宮内大臣宛の「對滿蒙積極政策執奏之件」を依頼する書簡と「我帝國於滿蒙積極根本政策之件」と題する「田中義一の日皇に上る奏章」がセットになつた文書である。

この怪文書が世に出たのは日付より二年余り後の昭和四年十二月。南京で出版された「時事月報」誌上に漢文の姿で出現し、ついで英文パンフレットとなつて全世界にばらまかれた。このやうに、「上奏文」は初めから漢文と英文のテキストのみが支那及び欧米各地に流伝したが、天皇への上奏文ならば当然あるべき筈の日本語テキスト（たとへ草稿なりとも）は、遂に片鱗だにその姿を現すことがなかつた。そのため、当初から偽造文書の疑ひが持たれはしたものの、中國に於ける激しい排日運動の期間を通じて、絶好の「排日資料」として繰返し宣伝されたので、この文書はひとかどの歴史的存在になりおぼせてしまつたのである（稲生典太郎論文「田中上奏文」をめぐる二三の問題）。この点については、「南京虐殺三十数万」と云ふ虚構の数字が、中國の世界的宣伝によつて、今やまん

まに「歴史的事実」として人々の心の中に定着しつつある現象と見事に一致対応するかの如くである。

日本文となつた「上奏文」

さて日本文の「田中上奏文」としては、漢文の「上奏文」が出版された翌昭和五年、日華倶楽部刊行の「支那人の観たるわが満蒙政策」に訳出・発表されたのが最初である。これが依拠した原本は前記「時事月報」第一巻第二期所収の「驚心動魄之日本滿蒙積極政策」田中義一上日皇之奏章（漢文）である。

日本語版はもう一種類ある。昭和二十一年、イスクラ叢書（一）として出版された「日本帝国主義の陰謀——田中義一首相の滿洲侵略の上奏覚書全訳」である。これは昭和六、七年に日本共産党が「コムニスト・インターナショナル」第八巻二十二号から訳出せるものの復刻版であると云ふ。（なほ「コムニスト・インターナショナル」掲載の「上奏文」は英文で、その原本は一九三二年九月二十四日の「チャイナ・クリスティック」第四巻三十九号所載の英文「上奏文」である）

では日本文になつた「田中上奏文」とはいかなる代物か。参考までに摘記しよう。

昭和二年（民国十六年）七月二十五日

内閣総理大臣田中義一群臣を行率し、誠惶謹恐謹しみて我が帝国の滿蒙に対する積極的根本政策に関する件を奏す。

滿蒙に対する積極政策

所謂滿蒙とは、即ち奉天、吉林、黒竜江及内外蒙古是なり。広袤七万四千里、人口二千八百万にして……農

森林の豊富なること世界にその比を見ず。仍つて我国はその富源を開拓し、帝国永久の繁栄を培養せんと欲し、特に南滿洲鉄道株式会社を設立し、日支共栄共存の美名を藉りて彼地の鉄道、鉱山、森林、農業……に投資すること四億四千万円に達す。是我国企業中組織の最も雄大なものなり。……之に外交、警察及一般政權を賦与して帝国主義を発揮せしめ、特殊の社会を形成せしむ……回顧するにワシントン会議において九カ国条約成立以後、我滿蒙進出悉くこれが制限をうくるや、我国の上下輿論騒然たり。大正先帝密かに山県有朋及びその他陸海軍の重要人物を召され、九カ国条約に対する打開策を會議せしめられしが、当時臣義一命を奉じ欧米を巡遊し、密かに欧米重要政治家の意見を探索せるが……帰途上海埠頭において支那人のために爆弾暗殺の厄に遭はんとし、幸ひに事無きを得たるが、その際一米婦人が負傷せり。これ我皇祖宗の神佑にして……鉄血主義をもつて東三省の保全を實行せんと欲せば、第三国の米國は支那の夷を以て夷を制するの煽動手段に乗せられ、起ちて我國を制御するの拳に出るや必せり。この時に當りて、勢ひ我國は米國と角逐するの已むなきに至るべし。換言すれば、臣義一が、上海埠頭において支那人の爆弾を喫したる際、転じて米國人の生命を脅かし、而して支那人は安全無事たりしが如くに作為するにあらざれば、我國運の發展望むべくもあらず。……支那を征服せんと欲せばまづ滿蒙を征服せざるべからず。世界を制服せんと欲せば必ずまづ支那を征服せざるべからず。もし、支那にして完全に我國の為に征服せられんか、他の中小亜細亞、インド、南洋等の如き異服の民族は、必ず我を敬畏して我に降服すべく、世界をして我國の東洋たるべきを知らしめ、永久に我國を侵害することなからしむるに至るべし。これすなはち、明治大帝の遺策にして、亦我帝国の存在上必要事たるなり。……我对滿蒙利權にして真に我が有に帰せば、滿蒙を根柢とし貿易の仮面を以て支那四百余州を風靡し、なほ滿蒙の利權を司令塔として全支那の利源を攫取し、支那の富源を以て、インド及び南洋各島、進んでは中小アジア及びヨーロッパを征服するの資となすべく、我が大和民族がアジア大陸に歩武せんとする第一の大關鍵は滿蒙の利權を把握するにあり。……（以下略・傍点筆者）。

遂に東京裁判にまで登場した「上奏文」は本物なのか、偽物なのか。同裁判で検察側証人として出廷した秦徳純（蘆溝橋事件当時北京市長兼二十九軍副軍長）は「上奏文」に言及したものの、弁護側の質問に対して「私はその原文があるかどうか存じませぬ。原文を見たことがありません」と答へて、自らが言及した「上奏文」の信憑性を疑はしめたのであつた。ウェッブ裁判長が秦証人に対して「田中覚書」と云ふものの真実性に対して何らかの確信があるか否かを問うたところ、秦は、自分は覚書の真否は証明できないが「しかしながら事実上に於て日本軍がその後中国に於て一歩一歩行なつた事實は、あたかも田中メモランダムは著者である田中が予言者であるかの如く感ぜられる点があります」と答へた。

因に、満洲事変を討議した国際連盟第六十九回理事會（昭和七年十一月）で中国代表・顧維鈞は「上奏文」に言及して日本代表・松岡洋右から、それを真実とする根拠を追及された時、「この問題の最善の証明は、実に今日の満洲に於ける全事態である」と陳弁した。

「上奏文」の实在証明に窮すると、その後の事態の進展——それでさへ「上奏文」の内容とは程遠いが——から文書は真実であると云ふ過去と未来を錯倒した論法で「上奏文」の本物なることを強弁しようとする奇妙な論法が、満洲事変当時も東京裁判に於ても中国側によつて使はれたのである。

偽物と断ずる論拠

昭和五年二月、我が外務省は「上奏文」を偽物と断じて国民政府に抗議を申込んだのをはじめ、同年六月、日華

俱樂部が「上奏文」を漢文テキストから訳出した時もこれを偽物とした。以後も、英修道、清沢洌などの外交史家は何れも偽作と断定してゐる。その他、当時現職外交官であつた重光葵はじめ外務省関係者は何れも「上奏文」を偽物としてゐる。

「上奏文」を偽物と断定する根拠はいくつもあるが、主として前記引用箇所（傍点部分参照）に依つて若干を指摘しよう。

(一) 大正十一年（一九二二）二月一日に死去した山県有朋が同年十一月下旬の九カ国条約打開策のための會議に出席してゐる。

(二) 上奏者の田中義一が欧米に派遣されたことになつてゐるが、田中が訪問したのはフィリピンであつた。

(三) 上海に於ける田中暗殺未遂犯人は中国人ではなく、ソ連共産党の指令を受けた金益相、呉成崑なる二名の朝鮮人であつた。

この他、前記引用箇所とは関係ないが、

(四) 昭和四年五月に竣工した吉海線が、上奏日付の昭和二年七月二十五日にはすでに完成したことになつてゐる。

(五) 上奏文には宛名をつけずに「内大臣」經由で差出すのが普通なのに「宮内大臣」の宛名がある。

右の如き事実や形式の誤りだけを考えてみても、「上奏文」が偽物であることは間違ひない。またこの他、「群臣を行率し」「美名を藉りて」「帝國主義」「征服」「異服の民族」「降服」「利権」「貿易の仮面」「滿蒙の利権を指令塔として」「全支那の利権を攫取し」等の用語の異様なまでのどぎつさはどうであらうか。或いは爆弾事件に關して「転じて米国人の生命を脅かし」など米國を殊更に敵視する表現を、滔々たる対米協調主義時代の首相が、天皇への上奏文に於て用ゐるであらうか。

これらの具体的論拠を離れても、前記「上奏文」の文章の措辞用語に於ける品位と謙抑の欠如は、日本人の文章

感覺にとつては如何にも特殊かつ異質の觀を拭ひきれず、いやしくも「上奏文」にふさはしい措辭行文とは云へない。原作者は日本人にあらず、と断定して間違ひあるまい。「上奏文」偽作は中国人の世界的嘘言辭の表はれと見るべく、所謂「南京大虐殺」の実否検討の際にも、有力な判断材料となるべきものである。

第五節 済南事件さいなん

田中・蔣會談

既述の如く、一九二七年八月、蔣介石は国民革命軍總司令を辭職した。下野したのち、彼は張群と共に九月末に來日し、十一月五日、青山の私邸に田中首相を訪問、約二時間會談した。張群も同席した。會談の要旨は次の通りである（外務省『主要文書』下）。

田中が蔣に説いた第一点は、この際まづ長江以南をまとめるのが急務であり、「もし長江以南にしてまともならんか、その間に共産党は成長すべし」と云ふのであつた。「先づ長江以南をまとめ、基礎の確実なるを俟て始めて北伐に着手すべき方策は依然最善の道にして、之を行ひ得る人は貴下を措いて他になし」と蔣への信頼を披瀝し、蔣が南方一帯の統一に専念すべきを要望した。

次に田中は「列強中貴国に最も利害關係を有するものは日本なり。日本は貴国の内争には一切干渉せざるべきも、貴国に共産党の跋扈することは断じて傍觀し難し。この意味に於て反共産主義の貴下が南方を堅むることは日本として大に望む所にして、これがため國際關係の許す限り、又日本の利権その他を犠牲とせざる限りに於て貴下

の事業に対し充分の援助を惜しまざるべし」と述べると共に、張作霖に対する日本の態度について「世間ややもすれば日本が張を助くるものの如く称道するものあれど全く事実と相違す。日本は絶対に張を助け居らず。物資は勿論、助言その他一切の援助をなし居らず。日本の願ふ所は唯々満洲の治安維持にあるのみ安心あり度し」と確言した。

蔣は、今直ちに北伐を行なふのでなく、南方を堅めてから後に北伐すべしとの田中の言に同感しながらも、革命軍の内容複雑にして、当時もし北伐を行なはなかつたなら南方は分裂を免れ難く、禍乱はかへつて南方に起る憂ひがあつたためであると答へた。

（註）會議に通訳として同席してゐた張群は、その回想録で同會談にふれて「私の記憶によると、田中はかつて張作霖は嫌ひだと率直に述べたことがあり、張作霖の總參議である楊宇霆の方を支持してゐたやうだ」と記してゐる（『日華・風雪の七十年——張群外交秘録』）。

また蔣介石が共産党の軍隊内侵入について「指揮官は別に怖るるに足らざるも軍隊内に共産主義者の侵入することとは寒心に堪へざるなり」と述べたのに対し、田中は同憂であると答へて「日本に於ける共産主義の蔓延はその原因支那共産党の増長にあり。日本側より貴国の赤化を常に八釜しく反対し居るは畢竟自衛のために外ならず」と、日本が支那の赤化を憂へるのは結局は自衛のためであると述べた。

蔣は、田中總理の言の中に支那に於ける日本の利権を犠牲にするを得ずとあつたが、「自分も支那に於ける日本の利益安全なれば支那の国民民福も亦た安全にして畢竟兩國の利害は共通なりと信ずるものなり」と述べ、そのために早く革命を成就し時局を安定させねばならないが、支那国民の排日は日本が軍閥張作霖を助けてゐるものと誤解してゐるためなので、日本は革命勢力を助けて支那国民の誤解を一掃することが必要で、さうすれば滿蒙問題も解決し、排日は跡を絶つであらうと述べた。

次いで「もしそれが列強に対する關係上日本が支那に何等の援助をなし得ずと云ふが如きは日支の特殊關係を没